

国立大学法人東京外国語大学特任教授等の称号授与に関する規程

〔平成22年 3月23日〕
規 則 第 20 号

改正 平成24年 3月27日規則第51号 平成27年 3月24日規則第40号
改正 平成29年 3月21日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）における特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教、特命教授、特命准教授、特別教授、特別准教授及び特別講師（以下「特任教授等」という。）の称号付与に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「特任教授等」とは、国立大学法人東京外国語大学特定有期雇用職員就業規則（平成20年規則第26号）に基づき雇用される特定教員、特定外国語主任教員、特定外国語教員及び国立大学法人東京外国語大学短時間勤務特定有期雇用職員就業規則（平成24年規則第90号）に基づき雇用される特命教員、特別教員のうち、本学の教授、准教授又は講師と同等以上の資格があると認められる者について、学長が付与するものとする。

(選考)

第3条 特任教授等の選考は、各部局からの推薦により、学長が行う。

2 特命教授及び特命准教授の選考にあたっては、前項の規定にかかわらず、雇用される直前の3月31日現在の職制が教授であった者については特命教授、准教授であった者については特命准教授として選考したものとみなす。

3 特別教授、特別准教授及び特別講師の選考にあたっては、本学を退職した者が引き続き雇用される場合については、前項を準用し、選考をしたものとみなす。

(称号)

第4条 前条の規定により選考され称号を付与された者は、特任教授等を称することができる。

(付与期間)

第5条 特任教授等を称することができる期間は、本学に雇用されている期間とする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。